

固定資産税課税処分無効確認等請求事件

福岡地方裁判所平成 23 年（行ウ）第 24 号

平成 25 年 2 月 26 日判決

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第 1 当事者の求めた裁判

1 請求の趣旨

（１）北九州市八幡東区長（以下「八幡東区長」という。）が原告に対してした平成 17 年度分（同年 4 月 11 日付け）、平成 18 年度分（同年 4 月 11 日付け）、平成 19 年度分（同年 4 月 11 日付け）及び平成 20 年度分（同年 4 月 9 日付け）の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の各賦課決定はいずれも無効であることを確認する。

（２）北九州市長が原告に対してした平成 21 年度分（同年 5 月 13 日付け）及び平成 22 年度分（同年 4 月 12 日付け）の固定資産税等の各賦課決定はいずれも無効であることを確認する。

（３）被告は、原告に対し、125 万 4647 円及びこれに対する平成 23 年 6 月 2 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

（４）上記（３）につき、仮執行宣言

2 請求の趣旨に対する答弁

（１）本案前の答弁

本件訴えのうち、固定資産税等の各賦課決定の無効確認に係る各訴えをいずれも却下する。

（２）本案の答弁

ア 原告の請求をいずれも棄却する。

イ 仮執行免脱宣言

第 2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、（１）八幡東区長が原告に対してした平成 17 年度分から平成 20 年度分までの固定資産税等の各賦課決定、並びに北九州市長が原告に対してした平成 21 年度分及び平成 22 年度分の固定資産税等の各賦課決定がいずれも違法であると

して、かかる処分が無効確認を求めるとともに、（２）八幡東区長ないし北九州市長が原告に対してした固定資産税等の各賦課決定が違法であることに加えて、北九州市長が原告に対してした債権差押処分などが違法であると主張して、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、損害金 1 2 5 万 4 6 4 7 円及びこれに対する訴状送達の日である平成 2 3 年 6 月 2 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実（証拠掲記のない事実は争いがない。）

（１）当事者等

ア 原告は、北九州市八幡東区帆柱四丁目〔番地略〕所在の土地（課税地目：宅地、課税地積：1 3 1 3. 8 5 平方メートル。以下「本件土地」という。）及び同土地上的家屋（以下、「本件家屋」といい、本件土地と併せて「本件不動産」という。）の共有者の一人である。

イ 北九州市長は、平成 2 0 年 1 2 月 3 1 日までの間、八幡東区長に対し、固定資産税（土地及び家屋に対して課するもの）及び都市計画税に係る徴収金の賦課徴収に関する事務の委任を行っていたが、平成 2 1 年 1 月 1 日、同委任を廃止した（乙 8 ないし 1 1）。

（２）ア A は、本件不動産を所有していた者であるが、昭和 4 6 年 2 月 2 7 日、死亡した。

イ A の死亡後現在までの間、本件土地の登記名義人は A、本件家屋は未登記の状態となっている。

ウ A の相続人である B は、昭和 4 6 年 5 月 1 2 日、八幡区長に対し、被相続人 A に係る相続による本件不動産の固定資産税の納税義務者のうち、納税通知書等を受領する相続人の代表者を B とする旨の代表者届を提出した（乙 5）。

なお、八幡区は、昭和 4 9 年、八幡東区と八幡西区に分区された。

（３）ア B は、昭和 6 1 年 4 月 2 日、死亡した。

イ C は、昭和 6 1 年 5 月 9 日付け（同年 6 月 9 日受付）で、八幡東区長に対し、被相続人 B に係る相続による本件土地の固定資産税の納税義務者のうち、納税通知書等を受領する相続人の代表者を C とする旨の代表者届を提出した。なお、同代表者届には、B の相続人として、D 及び C が記載されていた。（本項につき、乙 1）

ウ 八幡東区長は、平成 1 1 年 1 2 月までの間、毎年度、C に対し、納税名義人を「C 外 1 名」と記載して、本件不動産に係る固定資産税等の各賦課決定を行い、同決定に係る納税通知書を送付していた。

（４）ア C は、平成 1 2 年 1 月 2 日、死亡した。

イ 八幡東区長は、平成 1 2 年 4 月頃、原告に対し、被相続人を A、旧納税義務者を C 外 1 名と記載した「固定資産税（土地・家屋）納税義務者代表者届」の用紙を送付したが、原告は、八幡東区長に対し、同代表者届の提出を断り、同用紙をそのまま返送した（返送の事実につき、甲 5 6）。

ウ 被告職員 E は、平成 1 2 年 1 2 月頃、武蔵野市役所から原告の地方税申告書を取り寄せた上、原告に対し、営業経費の各支出項目について、具体的な用途を逐一尋ねた。

エ 八幡東区長は、平成 1 3 年 2 月 5 日付けで、本件不動産に係る固定資産税（土地・家

屋）納税義務者の代表者として、Aの長男であるDの二女である原告を指定した（以下「本件代表者指定」という。）（乙6）。

（5）ア 八幡東区長ないし北九州市長は、原告に対して、本件不動産について、平成13年度分から平成22年度分までの間、別紙1「賦課決定一覧表」記載のと通りの固定資産税等の各賦課決定を行い（以下、これらの各賦課決定を総称して「本件賦課決定」という。）、原告の単独名義の各納税通知書（以下「本件納税通知書」という。）をそれぞれ作成して送付し、いずれもその頃原告に到達した。

なお、本件賦課決定当時の本件土地の価格は、別紙1「賦課決定一覧表」の「本件土地の価格」欄記載の金額のとおりとされた。また、本件家屋は課税客体ではあるが、固定資産評価額が免税点未満のため、税額は生じていない。

イ 八幡東区長ないし北九州市長は、平成13年1月17日頃から平成23年3月18日頃までの間、原告に対し、本件賦課決定に係る各督促状を送付し、いずれもその頃原告に到達した。

（6）ア 八幡東区長は、平成18年1月16日付けで、原告に対し、平成13年度1期分から平成17年度3期分までの本件不動産に係る固定資産税等について、滞納額20万8600円とする差押予告書を送付し、その頃原告に到達した。

なお、同差押予告書の連絡事項欄には、「今月1／31（火）に上京して訪問予定にしていますので、事前に上記のしあてにご連絡下さい。」と記載されていた（甲47）。

イ 野村まき子弁護士は、原告の代理人として、平成18年1月19日、八幡東区役所納税課に対し、〔1〕本件不動産には原告以外にも相続人が存在し、その相続割合に応じて固定資産税等の請求をすべきであること、〔2〕相続人確定の書類を揃えるなどの手間を考えると、一部の支払のみで一切を清算できるのであれば検討し得ること、〔3〕全額の請求を続けるのであれば何らかの対処を考えることなどの旨を記載した通知書を送付し、同通知書は、同月23日、八幡東区役所納税課に到達した（到達につき、甲14の2）。

（7）北九州市長は、平成21年4月22日付けで、原告に対し、平成16年度から平成20年度分までの本件不動産の固定資産税等について、滞納額19万4100円、来庁期限平成21年5月1日とする期日呼出書を送付した（甲46）。

（8）北九州市長は、平成23年1月12日付けで、原告に対し、平成17年度3期分から平成22年度3期分までの本件不動産の固定資産税等について、滞納額18万1200円とする差押予告書を送付した（甲6）。

（9）ア 北九州市長は、平成23年1月26日付けで、原告を滞納者、滞納金額を16万2700円（別紙2「本件差押処分に係る租税一覧表」記載の合計額）、F銀行を第三債務者、原告がF銀行に対して有する通常郵便貯金の払戻請求権及びこれに対する債権差押通知書到達日までの約定利息支払請求権（以下「本件払戻請求権等」という。）を差押債権とする債権差押処分（以下「本件差押処分」という。）を行い、本件差押処分に係る債権差押通知書をF銀行に発送し、同月28日に到達した（F銀行への到達につき、甲7）。

イ 北九州市長は、原告に対し、平成 23 年 2 月 4 日付けの配当計算書謄本に、本件差押処分により本件払戻請求権等から 5 万 4 6 4 7 円を受け入れ、同月 16 日午前 10 時に北九州市西部市税事務所納税課において、同額を上記アの滞納金額に交付する旨記載して、同謄本を発送し、その頃原告に到達した (甲 9)。

なお、本件差押処分により取り立てた金員は、関係法令に従い、別紙 3 「本件差押処分に係る租税関係充前一覧表」の「充当額」欄記載のとおり充当された。

(10) 原告は、平成 23 年 2 月 7 日付けで、北九州市長に対し、本件差押処分に係る異議申立て (以下「本件異議申立て」という。)を行い、同申立書は、同月 9 日、北九州市長に到達した。

(11) 北九州市長は、平成 23 年 4 月 12 日付けで、原告に対し、平成 23 年度の本件不動産の固定資産税等の賦課決定 (以下「平成 23 年度賦課決定」という。)を行い、同決定に係る原告の単独名義の納税通知書を送付した (甲 16)。

(12) ア 北九州市長は、平成 23 年 5 月 6 日付けで、原告に対し、本件異議申立てを却下する旨の決定を行い、同決定書謄本は、同月 19 日、原告代理人に到達した (到達につき、乙 4)。

イ 北九州市長は、上記アの決定書謄本の送付と併せて、原告に対し、「賦課決定処分の更正等について」と題する書面により、〔1〕本件賦課決定 (ただし、平成 18 年度分から平成 22 年度分までのもの。)及び平成 23 年度賦課決定を一旦取り消した上で、改めて共有分であることを示して納付通知書を交付する手続を行うこと、〔2〕これにより、本件差押処分により充当した金額を原告に一旦返還することなどを通知した (甲 11 の 2)。

(13) 原告は、平成 23 年 5 月 19 日、本件訴訟を提起した (当裁判所に顕著)。

(14) 北九州市長は、平成 23 年 6 月 15 日付けで、原告に対し、平成 23 年度賦課決定を取り消したが、本件賦課決定については現在まで取消していない。

(15) 原告は、法定の不服申立期間内に、八幡東区長ないし北九州市長に対し、本件賦課決定に対する不服申立てを行わなかった。

(16) 原告は、法定の不服申立期間内に、固定資産評価審査委員会に対し、本件賦課決定について固定資産課税台帳に登録された本件土地の価格に対する審査の申出を行わなかった。

2 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 確認の利益及び原告適格 (処分無効確認の訴え関連のみ)

(原告の主張)

ア 確認の利益について

本件差押処分により徴収された 5 万 4 6 4 7 円は、本件賦課決定 (ただし、平成 17 年度ないし平成 22 年度のもの。以下、争点 (1) について同じ。)に係る滞納額合計 16 万 2 7 0 0 円の一部にすぎず、還付金請求又は不当利得返還請求によって本件賦課決定の無効を主張する利益が全て喪失したものではない。

したがって、本件賦課決定の無効確認の訴えには、確認の利益が認められる。

イ 原告適格について

北九州市長が、徴税経費と滞納額の均衡を考慮することなく、原告に恫喝的に対応していることなどの被告の対応からすると、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）36条にいう「損害を受けるおそれ」がある。

仮に原告が還付金請求又は不当利得返還請求といった現在の法律関係に関する訴えによることが可能であったとしても、本件賦課決定の無効は平成17年度4期分から平成22年度2期分の滞納額合計16万2700円に及んでおり、5万4647円の還付金請求又は不当利得返還請求といった現在の法律関係に関する訴えではその目的を達しない。

したがって、本件賦課決定の無効確認の訴えについて、原告には原告適格が認められる。

（被告の主張）

ア 確認の利益について

北九州市長は、本件差押処分により、5万4647円を徴収した。そのため、本件賦課決定の無効確認の訴えよりも、本件賦課決定の無効を前提とした5万4647円の還付金請求又は不当利得返還請求訴訟を提起する方が直截であり、紛争の直接かつ抜本的な解決に資する。

したがって、本件賦課決定の無効確認の訴えには、確認の利益が認められない。

イ 原告適格について

本件では、本件賦課決定に引き続き、唯一と思われる原告の預金に対して本件差押処分がなされており、原告の資産状況からすると、今後、原告に対する滞納処分が行われる可能性があるとは考え難いため、行訴法36条にいう「損害を受けるおそれ」があるとはいえない。

仮に「損害を受けるおそれ」があるとしても、上記アのとおり、原告は還付金請求又は不当利得返還請求といった現在の法律関係に関する訴えによってその目的を達成できるから、同条の「現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない」場合にも当たらない。

したがって、本件賦課決定の無効確認の訴えについて、原告には原告適格が認められない。

（2）本件代表者指定の裁量権の逸脱・濫用

（原告の主張）

八幡東区長は、原告が様々な事由を示して代表者になることを拒否していたにもかかわらず、原告の個別的事情を顧慮せず、Bの相続人関係や財産関係を全く調査することなく、単に原告が年長者であることのみを理由として、原告を代表者とする本件代表者指定を行った。

したがって、本件代表者指定には、裁量権の逸脱・濫用による違法がある。

（被告の主張）

八幡東区長は、本件代表者指定に当たり、〔1〕原告が本件不動産の登記名義人であるA

の直系血族であること、〔2〕Cの存命中には、原告の父親であるDが共有者として課税台帳に登録されていたこと、〔3〕原告がDの持分を分け合うG（原告の弟）と同居していること、〔4〕原告がGよりも年長者であること等の事情から、原告を「被相続人の地方団体の徴収金の納付又は納入につき便宜を有する者」に当たると判断したものと考えられ、本件代表者指定は合理的根拠に基づいたものである。また、原告が本件代表者指定に際し行った要求は、いずれも理由のない不当なものである。

したがって、本件代表者指定には、裁量権の逸脱・濫用による違法はない。

（3）一括課税方式の違法性

（原告の主張）

単独所有物と共有物とは、法律上内部関係や効力が異なるものであり、これを納税通知書に明示しないことは納税義務者を混乱させる結果となるから、代表者を定めて一括課税する形式は違法、無効と解すべきである。

しかるに、八幡東区長ないし北九州市長は、本件納税通知書に共有物であることを明示せず、原告を代表者と定めて一括課税した。

したがって、本件賦課決定は、明白かつ重大な違法があり、無効である。

（被告の主張）

分割課税方式は、区分所有に係る家屋及び区分所有に係る家屋の敷地に関する地方税法352条及び352条の2などの例外規定による場合を除き、禁止されている。

したがって、一括課税方式による本件賦課決定には違法はない。

（4）本件納税通知書の違法性

（原告の主張）

ア 共有不動産に対する課税に係る納税通知書には、納税者を共有者連名として、共有物であることを明示すべきものであり、これを記載しなかった納税通知書は無効と解すべきである。

しかるに、本件納税通知書には、共有物に係る賦課決定であることが明示されていない。

イ また、納税通知書は、その文面によって課税の内容が一義的に理解される必要がある。

しかるに、本件納税通知書は、実際には共有物件であるにもかかわらず、文面上は単独所有と判断し得る記載方法となっており、明らかに事実と反する。

ウ したがって、本件納税通知書により行われた本件賦課決定は、明白かつ重大な違法があり、無効である。

（被告の主張）

ア 共有物に対する賦課決定について、納税義務者の表示を共有者の連名とすべきなどとする法令の規定は存在せず、原告の主張は独自の見解というべきである。また、現実にも、納税通知書に共有者の連名を記載するなどすることは、実務上の困難を強いるものであり、妥当ではない。

イ また、原告は本件不動産が共有物であることを認識しており、本件納税通知書により、

原告が本件賦課決定を単独名義の賦課決定と誤認することはない。また、被告は、固定資産に対する相続発生時に相続人代表者となり得る者に対し、代表者届を送付して相続関係の整理と共有者に関する記載を促しており、代表届の送付を受けた者にとって、対象の固定資産を単独所有物と誤解したり、混乱したりすることは考えられない。

ウ したがって、本件納税通知書に共有物における賦課決定であることを明示していなかったとしても、違法ではなく、少なくとも重大かつ明白な違法とはいえないから、本件賦課決定は無効とはいえない。

（５）課税標準額の著しい不当性

（原告の主張）

本件土地は、高速道路沿いの丘陵地の奥地に当たり、地形が悪く、交通や買物等日常生活に極めて不便な立地条件にある。加えて、本件土地周辺は急傾斜地崩壊危険箇所に該当し、中でも本件土地は崩壊の危険度が高い。

そのため、不動産鑑定士による本件土地の鑑定評価は、平成 23 年 11 月 1 日時点において、106 万 3000 円にすぎない。しかるに、八幡東区長ないし北九州市長は、適正な時価から著しく超えた価格で本件土地を評価した。

したがって、本件賦課決定に係る本件土地の価格は、適正な時価を著しく逸脱して決定されたものであり、そのような価格を前提としてなされた本件賦課決定は、重大かつ明白な違法があるものとして無効である。

（被告の主張）

ア 固定資産税等の賦課決定の無効確認の訴えにおいて、固定資産評価審査委員会に対する審査の申し出を経由せずに価格の修正を求めることは許されないから、原告の「適正な時価」に関する主張は、失当というべきである。

イ 本件賦課決定に係る本件土地の価格は、固定資産評価基準に従い、標準宅地の鑑定評価に基づく適正な時価の評定をもとに、市街地宅地評価法及び画地計算法によって適正に算定されたものである。そして、原告の主張するような個別鑑定による評価額を根拠として、同基準によっては適正な時価を算定することができない特別の事情に当たるとはいえない。

したがって、本件賦課決定に係る本件土地の価格は、適正な時価を著しく逸脱したものとはいえず、本件賦課決定には、重大かつ明白な違法はない。

（６）本件差押処分の違法性（国家賠償請求関連のみ）

（原告の主張）

ア 本件賦課決定は、原告の前記主張のとおり、違法であるから、本件賦課決定に基づいて行われた本件差押処分は違法である。

イ 加えて、八幡東区長ないし北九州市長は、本件不動産に係る固定資産税等について、原告を除く共有者に対しては納税通知書を発送することなく納税義務を実質的に免除する一方、生活に苦しむ原告に対してのみ本件賦課決定を行い、極めて不公平な賦課決定を繰

り返したものである。そして、北九州市長は、このような本件賦課決定に基づき、原告の生活資金となっている本件払戻請求権等を差し押さえる本件差押処分を行った。

したがって、本件差押処分には、裁量権の逸脱・濫用による違法がある。

（被告の主張）

ア 本件賦課決定は、被告の前記主張のとおり、違法ではなく、本件賦課決定に基づいて行われた本件差押処分も適法である。

イ 北九州市長は、本件差押処分に当たり、原告の財産調査を行い、その結果、原告が本件賦課決定に係る固定資産税等を納税することは十分可能であると判断して本件差押処分を行ったものである。また、原告の主張する事実をもってしても、直ちに本件差押処分が違法であるとはいえない。

したがって、本件差押処分には、裁量権の逸脱・濫用による違法はない。

（7）被告職員による徴収手続上の違法性（国家賠償請求関連のみ）

（原告の主張）

ア 被告職員は、原告に対し、原告による正当な要求を無視し続けて納税通知書や督促状を送付し続けたほか、電話の応対で高圧的に脅迫するような態度を取ったり、担当が変わるたびに差押えを行う旨恫喝を行ったりするなどの嫌がらせを行い、違法な徴収手続を行った。

イ また、被告職員Eは、平成12年12月頃、武蔵野市役所から原告の地方税申告書を取り寄せた上で、営業経費の各支出項目について逐一具体的に何に使ったのかを執拗に尋ねた。しかし、営業経費の各支出項目を逐一、質問し、検査することは、地方税法373条が準用する国税徴収法141条の「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要…と認められる範囲内」のものとはいえない。

このような被告職員Eの上記行為は、滞納者に対する税務調査に名を借りた職権濫用であり、違法な質問ないし検査である。

（被告の主張）

ア 一般に、税金の滞納に関して課税庁から電話があれば、滞納者にとって気分の良いものであるはずがないから、被告職員とのやり取りによって原告が気分を害したことがあったかもしれないが、これによって直ちに被告職員の行為が違法とはならない。

イ 事業収入のある滞納者に対して経費支出の内訳を尋ねることは、官公署等への協力要請について定める地方税法20条の11及び固定資産税の滞納処分について定める同法373条7項によりその例によることとされる国税徴収法141条に基づき、滞納処分の前提となる担税力を確認するために必要な調査である。

したがって、原告の主張する被告職員Eによる調査は、必要と認められる範囲内において行われたものであることは明らかであり、違法ではない。

（8）損害額（国家賠償請求関連のみ）

（原告の主張）

原告は、違法な本件賦課決定及び本件差押処分に基づく被告職員の違法な職務執行により、次のアからウまでの合計 125 万 4647 円の損害を被った。

ア 本件差押処分による固定資産税等の徴収金 5 万 4647 円

イ 慰謝料 100 万円

ウ 弁護士費用 20 万円

（被告の主張）

いずれも否認する。

第 3 当裁判所の判断

1 争点（1）（確認の利益及び原告適格）について

（1）納税者が、課税処分を受け、当該課税処分に係る税金をいまだ納付していないため滞納処分を受けるおそれがある場合において、当該課税処分の無効を主張してこれを争おうとするときは、納税者は、行訴法 36 条により、当該課税処分の無効確認を求める訴えを提起することができるものと解するのが相当である（最高裁昭和 51 年 4 月 27 日第三小法廷判決・民集 30 卷 3 号 384 頁）。

（2）これを本件についてみると、本件賦課決定に係る徴収金は、本件差押処分により取り立てた金員が別紙 3「本件差押処分に係る租税関係充前一覧表」の「充当額」欄記載のとおり充当されたことにより、一部納付したこととなったものの、各年度ごとの賦課決定についてそれぞれ同表の「未納額」及び「延滞金」欄記載の徴収金がなお残存している。

そうすると、本件賦課決定に係る徴収金をいまだ完納したといえず、なお原告には滞納処分を受けるおそれがある。

これに対し、被告は、原告の資産状況からすると、今後、原告に対する滞納処分が行われる可能性があるとは考え難いと主張する。しかし、法律上滞納処分が可能であり、今後、原告の資産状況が変化する可能性もある以上、滞納処分を受けるおそれがあることを否定することはできない。

また、被告は、本件賦課決定の無効を前提とした 5 万 4647 円の還付金請求又は不当利得返還請求訴訟を提起する方が直截であり、「現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない」場合には当たらない旨主張する。しかし、前記のとおり、本件賦課決定に係る各年度ごとの賦課決定についてそれぞれ別紙 3「本件差押処分に係る租税関係充前一覧表」の「未納額」及び「延滞金」欄記載の徴収金が残存している以上、必ずしも被告の主張するような請求訴訟を提起することが直截的で適切な争訟形態とみることとはできない。

（3）したがって、本件賦課決定の無効確認を求める各訴えは、確認の利益及び原告適格に欠けるところはなく適法である。

2 争点（2）（本件代表者指定の裁量権の逸脱・濫用）について

（1）前記前提事実のとおり、八幡東区長は、平成 13 年 2 月 5 日付けで、本件不動産に

係る固定資産税（土地・家屋）納税義務者の代表者として、Aの長男であるDの二女である原告を指定しているところ（本件代表者指定）（前記第2の1（4）エ）、これは地方税法343条2項後段の「当該土地又は家屋を現に所有している者」として納税義務を負う者の中から納税通知書等を送付する代表者を原告と指定したものであり（乙6）、同法9条の2第2項に基づく指定ではないことが認められる。

そうすると、固定資産の所有者として登記されている個人が賦課期日前に死亡しているときには、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者を固定資産税等の納税義務者とするのであるから（同法343条2項、702条の8第1項）、単独相続でない限り、遺産分割等により所有者が確定するまでの間、当該固定資産を相続により共有する各共同相続人は、同法10条の2第1項により、他の共同相続人と連帯して当該固定資産に対する固定資産税等を納付する義務を負う。

このような場合、地方団体の長は、共同相続人のうち一人に対して、又は同時若しくは順次に全ての共同相続人に対して固定資産税等の納税の告知、督促及び滞納処分（以下「納税の告知等」という。）をすることができると解され、共有者である共同相続人のうちのいずれの者に対して、また、いかなる順序で納税の告知等を行うかについては、地方団体の長の裁量に委ねられているというべきである。

（2）本件土地の登記名義人であるAは、本件賦課決定の賦課期日前である昭和46年2月27日に死亡し（前記第2の1（2）ア）、その後、原告が本件不動産の共有者の一人となっていた（同（1）ア）ところ、証拠及び弁論の全趣旨によれば、〔1〕原告はAの直系血族たる孫であること（甲45）、〔2〕本件代表者指定までに、原告の兄弟であるH及びIが、C、D及びJ（Dの妻）の相続について放棄をしていたこと（甲45、57）、〔3〕原告が弟のGよりも年長者であること（甲45）、〔4〕Cの存命中には、原告の父親であるDがBの相続人として代表者届に記載されていたこと（前記第2の1（3）イ）などの事情が認められる。そして、納付後に他の共有者に対して求償する際や遺産分割を行う際の便宜等を考慮すると、原告を代表者と指定したことには合理性がある。

他方、証拠（甲42、56）によれば、原告は、八幡東区役所に対し、平成12年4月5日付けで、代表者届を返送してその提出を断ったこと、同年11月8日付けで経済的に苦しいことを理由に代表して固定資産税等を支払うことはできない旨の手紙を送付していることが認められる。しかしながら、原告はもとより本件不動産の共有者として固定資産税等の連帯納付義務を負っていること、そして、納税者の経済状態をもって賦課決定を行わない理由にはならないことからすると、原告の主張する当時の事情を踏まえても、本件不動産の共有者である共同相続人の中から原告を代表者として指定したことが、地方団体の長に与えられた裁量権を逸脱・濫用してされたものということとはできない。

（3）したがって、本件代表者指定に、裁量権の逸脱・濫用による違法があるとはいえない。

3 争点（3）（一括課税方式の違法性）について

（1）まず、原告は、単独所有物と共有物とは、法律上内部関係や効力が異なるものであ

り、これを納税通知書に明示しないことは納税義務者を混乱させる結果となるとして、本件納税通知書に共有物であることを明示しないことを違法であると主張する。

しかしながら、固定資産税等について、納税通知書に共有物であること又は共有物であることが判別できるような事項を記載することは、法令上義務付けられておらず、後記のとおり、納税通知書に連帯納付義務者を記載することで納税義務者の諸々の負担を軽減することは否定できないとしても、これを欠くことをもって直ちに違法であるということとはできない。

（２）次に、前記のとおり、共有者である各共同相続人は、地方税法 10 条の 2 第 1 項により、持分に関係なく、各自独立して共有物全体に係る固定資産税等の連帯納付義務を負うのであって、その課税処分は当該不動産の共有者の各持分に応じて又はこれに対してされるものではない。そのため、同法 352 条又は 352 条の 2 などの例外規定に該当する場合を除いて、共有者のそれぞれの持分に応じた課税をしないことに違法はないと解される。

したがって、本件賦課決定がいわゆる分割課税方式でなく、一括課税方式によっているとしても、違法とはいえない。

（３）さらに、原告は、原告を除く共有者に対しては納税通知書を発送することなく納税義務を実質的に免除する一方、生活に苦しむ原告に対してのみ本件賦課決定を行い、極めて不公平な賦課決定を繰り返したことが違法である旨主張する（争点（６）において主張されているが、原告の主張する一括課税方式の違法の趣旨がこのような趣旨とも思われるため、ここで判断する。）。

ア 固定資産税等の徴収は、普通徴収（地方税法 1 条 1 項 7 号）の方法によることとされ、納税通知書を当該納税者に交付することによってその租税債権が具体的に成立するものと解すべきである（同法 364 条 1 項、702 条の 8 第 1 項、13 条 1 項）。そして、納税通知書による納税の告知は、納税義務者に対し抽象的に発生していた租税債権を具体的に確定し、その税額について履行の請求をするという二つの性質を有しているところ、前者の租税債権の確定は、民法 434 条にいう「履行の請求」には含まれないから、同条を準用する余地はない。

そのため、共有土地についての固定資産税等は、納税通知書の送付によりその名宛人として送付を受けた者に対してのみ具体的な租税債権が成立し、その他の連帯納付義務者は、抽象的納税債務を負担するにとどまり、具体的納税債務を生じさせるものではないと解される。

イ 本件についてみると、八幡東区長ないし北九州市長は、原告に対し、平成 13 年度分から平成 22 年度分までの本件不動産に係る固定資産税等について、本件賦課決定を行い、本件納税通知書を送付したことにより、原告に対して具体的納税義務を発生させたことが認められる。

他方、証人 K 及び弁論の全趣旨によれば、八幡東区長ないし北九州市長は、上記固定資産税等について、原告以外の共有者に対し、納税通知書を送付せず、具体的な租税債権を

発生させていないことが認められる。

確かに、代表者として指定され、本件賦課決定により本件納税通知書を受け取ってきた原告が、自分にしか具体的な租税債権が発生せず、他の共有者には何ら具体的な租税債権も発生していない点に不満を抱くことは十分に理解できるところである。そこで、地方団体の長は、必要に応じて、他の連帯納付義務者に対しても納税告知書を送付するなどの措置を講じることにより、このような不満の解消に努めることが望ましい場合もあり得よう。

しかしながら、そもそも原告は、共有者として独立して共有物全体に係る固定資産税等の連帯納付義務を負っている以上、他の共有者に納税通知書が送付されていないことを理由にして、その納付義務を免れることはできない。

（４）以上のとおりであるから、本件賦課決定が一括課税方式を採っている点に違法はない。

４ 争点（４）（本件納税通知書の違法性）について

共有物に対する固定資産税等については、共有者全員が連帯納付義務を負うので、一人が納付した場合に他の共有者への求償の便宜等のため、納税通知書に連帯納付義務者の氏名列記し、あるいは「何某外何名」と記載することは、納税義務者にとっては有益である。

しかしながら、本件のように、登記名義人の死亡後、遺産分割が行なわれことなく長期間放置され、その間に数次の相続が生じるなど、当該固定資産の共有関係を確定することが容易でない場合、地方団体の長において、その共有者を逐一調査してこれを全て明示することは困難を強いるものである。そもそも、固定資産税等において、共有不動産に対する課税に係る納税通知書に、他の連帯納付義務者の氏名列記し、あるいは「何某外何名」と記載すること、また、共有物に対する課税であることを明示することは、法令上義務付けられていない。そして、納税通知書に納税者の氏名の記載を求めているのは、処分の名宛人を特定するためであるから、本件納税通知書に、具体的な租税債権が発生させる名宛人として原告の氏名が記載されていれば足りる。

したがって、本件納税通知書に、原告以外の連帯納付義務者が記載されていなくとも、本件賦課決定が違法になるものではない。

５ 争点（５）（課税標準額の著しい不当性）について

（１）固定資産税の賦課についての不服申立てにおいては、当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない（地方税法４３２条３項）。そのため、原告の本件賦課決定の無効確認の訴えにおける、本件土地の適正な時価に関する主張は、失当である。

（２）もっとも、公務員が納税者に対する職務上の法的義務に違背して当該固定資産の価格ないし固定資産税等の税額を過大に決定した場合、これによって損害を被った当該納税者は、地方税法４３２条１項本文に基づく審査の申出及び同法４３４条１項に基づく取消訴訟等の手続を経るまでもなく、国家賠償請求を行い得るものと解するのが相当である（最高裁平成２２年６月３日第一小法廷判決・民集６４巻４号１０１０頁）。

(3) 本件についてみると、前記前提事実のとおり、本件賦課決定に係る本件土地の価格は、別紙 1「賦課決定一覧表」の「本件土地の価格」欄記載の額である。

これに対し、原告は、平成 23 年 11 月 5 日時点における本件不動産の価格を 106 万 3000 円であるとして、不動産鑑定士が以下の計算方法によって算出した価格調査の結果を提出している(甲 48)。

標準価格 22,000 円/平方メートル×個別格差 0.25×建付減価 0.77×地積 313.85 平方メートル=約建付地価格 1,329,000 円

1,329,000 円×市場性減価(1-0.2)=約 1,063,000 円

しかしながら、この計算方法において個別格差が「0.25」とされているが、これを算出するにあたり個別的要因として具体的に考慮した事項が明らかでなく、更に数値化した根拠及びその内容が不明であること、また、この価格調査の基準時が本件賦課決定時ではないことなどからすると、原告主張の価格をもって直ちに適正な時価とみることはできない。

また、仮に本件賦課決定に係る本件土地の価格が適正な時価と何らかの乖離があったとしても、市町村長は、原則として総務大臣が定める固定資産評価基準(昭和 38 年自治省告示第 158 号)によって固定資産の価格を決定しなければならない(地方税法 403 条 1 項、388 条 1 項)ため、当該固定資産の価格がいささか過大であることをもってしても、直ちに八幡東区長ないし北九州市長が原告に対する職務上の法的義務に違背したということもできない。

(4) したがって、この点に関する原告の主張は採用することができない。

6 争点(6)(本件差押処分 of 違法性)について

(1) 課税処分と滞納処分とは、前者が租税確定手続であり、後者が租税徴収手続であって、両者はそれぞれ別個の法律効果の発生を目的とする別個独立の処分であるから、課税処分の違法は、滞納処分に承継されないと解すべきである。そのため、仮に課税処分に瑕疵があったとしても、当該課税処分が当然無効であるか、権限のある者によって取り消されない限り、滞納処分の効力に影響を及ぼすものではない。

前記判示のとおり、本件賦課決定には無効となり得る瑕疵はなく、また、その取消しもなされていないことから、本件賦課決定の違法が本件差押処分に承継されることを前提とする原告の主張は失当である。

また、原告は、八幡東区長ないし北九州市長が、本件不動産に係る固定資産税等について、原告を除く共有者に対しては納税通知書を発送することなく納税義務を実質的に免除する一方、生活に苦しむ原告に対してのみ本件賦課決定を行い、極めて不公平な賦課決定を繰り返したものであることを理由に、本件差押処分の裁量権の逸脱・濫用による違法を主張するが、前記 3 のとおり原告に対してのみ本件賦課決定を行ったことに違法はないほか、かかる主張も、本件賦課決定の違法が本件差押処分に承継されることを主張するものであるから、本件差押処分の違法性との関係では失当である。

（２）次に、徴税吏員が滞納処分を行うに当たって、滞納者の財産のうちのどの財産を差し押さえるかについては、徴税吏員の裁量に属するものと解されるところ、本件払戻請求権等が原告の生活資金になっているとしても、当該債権が差押禁止財産に該当しない以上、これをもって裁量権を逸脱ないし濫用したものと評価することはできず、他に本件差押処分が違法である事情は証拠上認めることができない。

（３）したがって、この点に関する原告の主張を採用することはできない。

7 争点（７）（被告職員による徴収手続上の違法性）について

（１）まず、原告は、本件不動産に係る固定資産税等を共有持分に応じて分離してもらいたい旨の要求をもって正当な要求であると主張するが、前記３のとおり、共有物に係る固定資産税等の課税処分は当該不動産の共有者の各持分に応じて又はこれに対してなされるものではないから、これをもって正当な要求ということとはできない。他方、前記２のとおり、原告は連帯納付義務を負っている以上、Ｂの相続人に連絡して欲しい旨の要求を聞かなかったことをもって違法であるということとはできない。

そして、被告職員が電話の応対で高圧的に脅迫するような態度を取ったり、担当が変わるたびに差押えを行う旨恫喝を行ったりするなどの嫌がらせを行った事実は証拠上認めるに足りない。

（２）次に、前記前提事実のとおり、被告職員Ｅは、平成１２年１２月頃、武蔵野市役所から原告の地方税申告書を取寄せた上、原告に対し、営業経費の各支出項目について、具体的な使途を逐一尋ねたことが認められる（前記第２の１（４）ウ）。

しかしながら、事業収入のある納税義務者に対して経費支出の内訳を尋ねることは、官公署等への協力要請について定める地方税法２０条の１１、固定資産税の賦課徴収に関する調査について定める同法３５３条及び固定資産税の滞納処分に関する調査については同法３７３条７項によりその例によるものとされる国税徴収法１４１条に基づき、その必要と認められる範囲で許されるというべきである。

本件において、被告職員Ｅによる質問において、必要と認められる範囲を超えたことは証拠上認めることができず、また、原告が拒絶しているにもかかわらず質問をしたなどの事情も証拠上認めるに足りない。

したがって、被告職員Ｅによる上記調査が違法であるということとはできない。

（３）以上のとおりであるから、被告職員による徴収手続において、国家賠償法上の損害賠償請求権を生じさせる違法な点があると認めることはできない。

8 争点（８）（損害額）について

前記判示のとおり、本件賦課決定、本件差押処分及び被告職員による職務執行にいずれも違法な点は認められず、その他被告が原告に対して違法な行為をしたことは証拠上認めることができないから、原告の主張は採用できない。

第 4 結論

以上の次第で、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求にはいずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 永井裕之 裁判官 住山真一郎 佐藤丈宜）

別紙 1 賦課決定一覧表〔略〕

別紙 2 本件差押処分に係る租税一覧表〔略〕

別紙 3 本件差押処分に係る租税関係充当一覧表〔略〕